大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱

（設置目的）

第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「活性化再生法」という。）第６条第１項の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する生活交通確保維持改善計画または、地域公共交通確保維持事業に関する協議、調整及び道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）に基づき、地域の実情に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保等について協議を行うため、大牟田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）活性化再生法第５条に規定される地域公共交通計画の策定及び変更に関すること

（２）地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること

（３）地域公共交通計画に定められた事業の実施に関すること

（４）生活交通確保維持改善計画に関すること

（５）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること

（６）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること

（７）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

（８）協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること

（組織）

第３条　協議会は、２０人以内の委員をもって組織する。

２　協議会の委員は、次に掲げる者とする。

（１）大牟田市長又はその指名する者

（２）鉄道事業者の代表者又はその指名する者

（３）一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

（４）一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者

（５）一般乗合・乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者

（６）一般定期航路事業者の代表者又はその指名する者

（７）関係行政機関の代表者又はその指名する者

（８）福岡運輸支局長又はその指名する者

（９）市民又は利用者の代表

（10）学識経験者
（11）商工関係の代表者又はその指名する者
（12）前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　協議会に会長及び副会長各１人を置く。
２　会長は、大牟田市長又はその指名する者とする。
３　副会長は、委員の中から会長が指名する者とする。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（臨時委員）
第６条　特定の地域に関すること、又は特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
２　臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会に出席する。
３　臨時委員は、第１項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

（オブザーバー）
第７条　協議会のオブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べることができるものとする。

（協議会の運営）
第８条　協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
３　協議会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
４　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
６　会長が必要と認めるときは、協議会を書面で開催し決議を行うことができる。

７　協議会は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
８　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
９　前８項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（合同協議会）
第９条　周辺地域との調整を要する事項を協議するため、他協議会との合同協議会を置くことができる。
２　合同協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）
第 10 条　第２条各号に掲げる事項について、特定の地域に関する検討又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）
第 11 条　協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事務局）
第 12 条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課に置く。

（監査）
第 13 条　協議会は、監査委員を置くものとし、その定数は、２人以内とする。
２　協議会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
３　監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（経費及び財務）
第 14 条　協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。
２　協議会の開催に係る経費の一部又は全部は、大牟田市において負担する。
３　その他協議会に予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

付　則

この要綱は、平成２９年３月２７日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和２年１月１５日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年　６月３０日から施行する。